

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年2月21日午後1時30分から令和4年第2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
議案第6号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について
議案第7号	荒廃農地の農地・非農地の判断について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、18名であります。  
8番松本隆委員、18番及川和芳委員から欠席の届出があります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には1番岩野悦子委員、19番高橋且志委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐、報告を求めます。

事務局長補佐 【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】  
議 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります

議 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 第4番委員 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 番号1番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。  
 4番 田口です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。2月15日午前に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。  
 申請人の[ ]さんが、息子が宮司を務める金ヶ崎神社の参拝者用の駐車場を整備するため、自己所有の畑を転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
 一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。  
 現地は、南側が農地と隣接しておりますが、境界にコンクリート塀が設置されており、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。また、申請地は、城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区内に位置しておりますが、担当課との事前協議を行っていることを確認しております。  
 以上のおおりに、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。  
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

局長 説明が終わりました。

ここで、所有権移転番号 17 番の案件について、9 番菊地重治委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 9 番委員 退席——

議長 これより所有権移転番号 17 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。所有権移転番号 17 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。9 番菊地重治委員の入席を許します。

——第 9 番委員 入席——

議長 9 番菊地重治委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議長 続いて、利用権設定番号 30 番及び 31 番の案件について、19 番高橋旦志委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 19 番委員 退席——

議長 これより利用権設定番号 30 番及び 31 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号 30 番及び 31 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。19 番高橋旦志委員の入席を許します。

——第 19 番委員 入席——

議長 19 番高橋旦志委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議長 続いて、利用権設定番号 32 番の案件について、5 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 5 番委員 退席——

議長 これより利用権設定番号 32 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

- 議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号 32 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———挙手 15 人———  
 挙手 15 人、よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 5 番高橋重貴委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 5 番委員 入席———  
 5 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 続いて、利用権設定番号 33 番及び 34 番の案件について、2 番高橋義隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第 2 番委員 退席———  
 これより利用権設定番号 33 番及び 34 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———  
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 利用権設定番号 33 番及び 34 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———  
 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。  
 2 番高橋義隆委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 2 番委員 入席———  
 2 番高橋義隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 それでは、議案第 3 号の所有権移転番号 1 番から 16 番並びに利用権設定番号 1 番から 29 番及び 35 番から 75 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第 1 7 番委員 17 番 佐藤です。利用権設定番号 35 番から 37 番の案件について、借受人の■■■■さんは経営面積が 0a ですが、新規就農する具体的な計画があるのでしょうか。また、利用権設定番号 41 番について、貸付人と借受人の住所が同じで 3 年間の賃貸借となっており、家族間であれば使用貸借でも良いのではないかと思います。賃貸借にした特別な事情があれば教えていただきたいです。
- 議 長 事務局、説明を求めます。
- 議 務 事務局 17 番佐藤委員のご質問にお答えいたします。初めに利用権設定番号 35 番から 37 番の案件についてですが、借受人の■■■■さんはピーマンを栽培することとしています。現在は、奥州市の農業者の指導の下、ピーマンを栽培しており、来年度から新規就農するという事で今回自分の名義で農地を借りるということです。
- 議 長 続きまして利用権設定番号 41 番の案件についてですが、ご質問のとおり親子関係ですが、親子間での賃貸借の理由についてはお聞きしておりません。
- 議 長 17 番佐藤委員、よろしいですか。
- 第 1 7 委員 はい。

議第 5 番 委員 長 ほか、質疑ございませんか。  
5 番 高橋です。佐藤委員と同じく、利用権設定番号 35 番から 37 番の案件についてです。借受人は、お亡くなりになった [ ] さんのビニールハウスを利用して去年からピーマン栽培を行っています。 [ ] さんがそこに保管していた農機具を外に出しているの、トラクターが走るのが困難です。常時トラックを農道に停めているので、私が隣接地を耕作するときに通ることができないことがあります。道路をふさがないように事務局から指導してもらえるのでしょうか。

議 務 長 事務局、説明を求めます。  
5 番高橋委員のご質問にお答えします。借受人は、度々新規就農の相談に見えらるので、今のことをお伝えし、他の方の営農に支障がでないように指導していきたいと思えます。

議第 5 番 委員 長 5 番高橋委員、よろしいですか。  
はい。  
ほか、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 3 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 務 長 日程第 9、議案第 4 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 4 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 務 長 日程第 10、議案第 5 号 金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。  
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第5号 金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、計画の変更にも異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は計画の変更にも異議ない旨の意見を付して金ヶ崎町長に回答することに決定しました。

議 長 日程第11、議案第6号 贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
ここで、本案件について、6番名和和弘委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
———第6番委員 退席———

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、証明することに賛成する委員の挙手を求めます。  
———全員挙手———

議 長 挙手全員、よって、本案は証明することに決定しました。  
6番名和和弘委員の入席を許します。  
———第6番委員 入席———

議 長 6番名和和弘委員の案件については、証明することに決定しました。

議 長 日程第12、議案第7号 荒廃農地の農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第4番委員 4番 田口です。非農地判断は、この雪の状態でもどのように判断したのでしょうか。

議 長 事務局、説明を求めます。  
事務局 局長 4番田口委員のご質問にお答えいたします。説明不足でございました。失礼いたしました。こちらの案件は9月の農地パトロールの際、農地に復元困難と判断したものを、農地小委員会で確認し、所有者に意向確認を行い、本日の会議で最終決定をたく提案させていただいたものです。

議 長 4番田口委員、よろしいですか。  
第4番委員 はい。  
局長 ほか、質疑ございませんか。  
———なしの声あり———

- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第7号 荒廃農地の農地・非農地の判断について、調査報告のとおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は調査報告のとおり「非農地」と判断することに決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
令和4年第2回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時20分